労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働 衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案概要 (建築士法の一部改正に伴う計画作成参画者等の要件の変更)

> 令和2年11月18日 厚生労働省安全衛生部安全課

建築士法の一部改正に伴う計画作成参画者等の要件の変更について (労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生 <u>コンサルタント規則の一部を改正する省令案の概要</u>)

1 現行の計画作成参画者等の要件

- 〇 工事又は仕事に係る計画作成参画者(※)の要件の一つとして「一級建築士 試験に合格したこと」と規定している(安衛則第92条の3及び別表第9)。
 - ※ 足場の設置工事等やずい道等の建設の仕事等の計画を作成するときは、労働災害防止のため、厚生労働 省令で定める資格を有する者の参画が義務付けられている(労働安全衛生法第88条第4項)。
- 〇 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの受験資格の一つとして 「一級建築士試験合格者」と規定している(コンサル則第2条及び第11条)。

2 建築士法の一部改正(令和2年3月1日施行)

○ 一級建築士となるための実務経験については、改正前は試験前に必要とされていたところ、改正後は、試験後でよいこととなったため、一定の実務経験を担保することができない。



3 今回の改正

- ★ 改正前は、2年以上の実務経験の後に試験を受けることから、「試験合格者」は一定の実務経験を有することが担保された。
- ★ 改正後は、試験合格後に実務経験を積むことが可能となるため、「試験合格者」であっても一定の実務経験を有することが担保されない。

建築士免許の登録時には2年以上の実務経験を有する必要があることから、「建築士免許を受けることができる者」であれば、改正前と同様に一定の実務経験を有することが担保される。

- 工事又は仕事に係る計画作成参画者の要件の一つとして規定されている「一級 建築士試験に合格したこと」を、「一級建築士の免許を受けることができる者で あること」に改める。
- 〇 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの受験資格の一つとして 規定されている「一級建築士試験合格者」を、「一級建築士の免許を受けること ができる者」に改める。

4 施行期日等

<公布日> 令和2年12月中旬(予定) <施行期日> 公布日(予定)

(注)建築士法の一部を改正する法律の施行後(令和2年3月1日施行)に行われる初めての一級建築士試験の合格発表が令和2年12月25日(金)に予定されており、この日より前に施行する予定としている。